

地方分権について

平成29年4月

全国知事会 地方分権推進特別委員会 委員長 平井伸治

地方分権改革のこれまでの成果

第1次地方分権改革 (H7~11)

国と地方の関係を上下・主従から対等・協力へ

- ・機関委任事務制度の廃止と事務の再構成
- ・国の関与の新しいルールの創設 (国の関与の法定化等)
- ・権限移譲 例: 農地転用 (2~4 ha) の許可権限 (国 都道府県)

第2次地方分権改革 (H19~)

1. 地方に対する規制緩和 (義務付け・枠付けの見直し)

2. 事務・権限の移譲等

- ・国から地方 例: 看護師など各種資格者の養成施設等の指定・監督等
- ・都道府県から市町村 例: 病院の開設許可

3. 国と地方の協議の場 (H23.4「国と地方の協議の場に関する法律」成立)

提案募集方式による取組 (H26~)

個々の地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を広く募集し、実現・対応

例: 農地の総量確保のための仕組みの充実及び農地転用許可の権限移譲
新たな雇用対策の仕組み (地方版ハローワーク等) 等

提案募集方式の特色

義務付け・枠付けの廃止・縮減、障害項目について提案
具体的な支障の指摘を伴った説得力ある提案
実際の支障に即した解決策を見出すことにつながる提案
手挙げ方式という新しい権限移譲の方式

地方分権推進委員会最終報告 (H13年)

次の段階の改革の焦点は、地方税財源の充実確保とこれを実現するために必要な関連諸方策であると思われる。

三位一体改革 (H16~18年)

- ・税源移譲 約 3兆円
 - ・国庫補助負担金 約4.7兆円
 - ・地方交付税 約5.1兆円
- 地財ショックで地方財政が窮乏**

<分野別の提案件数>

	H26		H27		H28	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
土地利用(農地除く)	95	10%	22	7%	24	8%
農業・農地	147	15%	39	12%	28	9%
医療・福祉	202	21%	85	25%	93	31%
雇用・労働	43	5%	7	2%	1	0%
教育・文化	46	5%	29	9%	17	6%
環境・衛生	80	8%	29	9%	19	6%
産業振興	109	11%	26	8%	23	8%
消防・防災・安全	20	2%	18	5%	16	5%
土木・建築	88	9%	21	6%	20	7%
運輸・交通	40	4%	11	3%	13	4%
その他	83	9%	47	14%	49	16%
合計	953		334		303	

こども・子育て支援関係 (医療・福祉) の割合が増加傾向

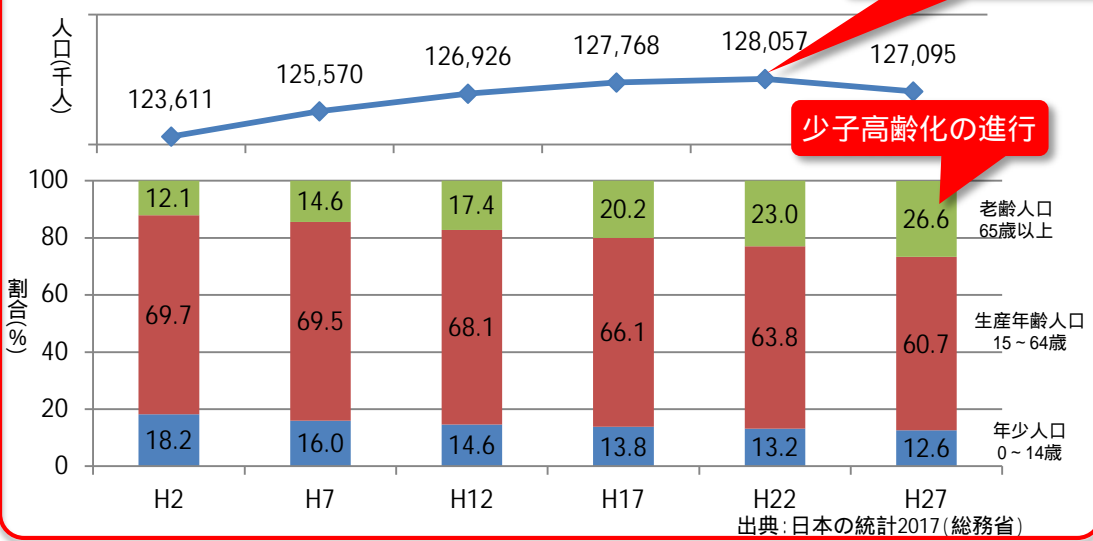
出典: 内閣府「地方分権改革・提案募集方式ハンドブック (平成29年版)」

地方を取り巻く現状

人口減少、少子高齢化、地域間格差、度重なる自然災害の発生

地方を取り巻く環境は厳しいものとなっている。

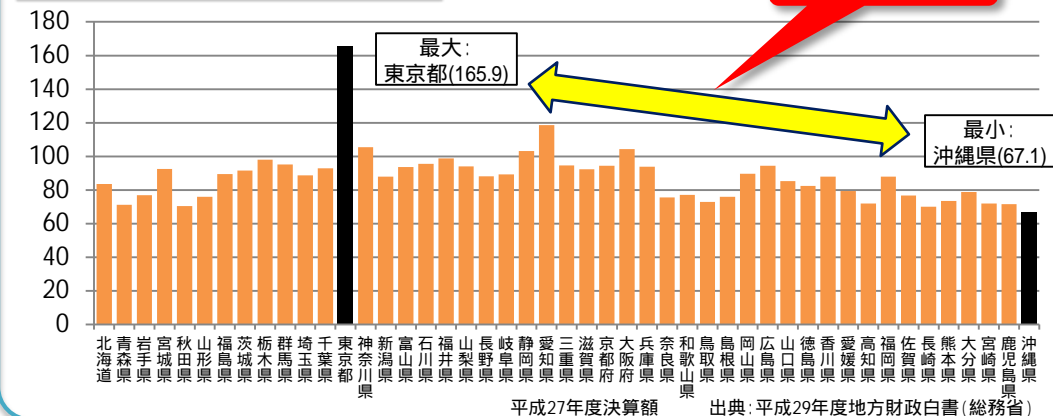
日本の総人口・人口構成比



近年の主な自然災害



一人当たり地方税収額(全国平均=100)



国、都道府県、市町村の垣根を越えた連携が必要

地方税財政を取り巻く現状

国・地方の歳入歳出 (H26年度決算)

総務省資料より

国税 (57.8兆円) 61.6%	地方税 (36.0兆円) 38.4%
--------------------------------	---------------------------------

6 : 4

国の歳出 (純計ベース) 70.0兆円 41.7%

地方の歳出 (純計ベース) 97.8兆円 58.3%
--

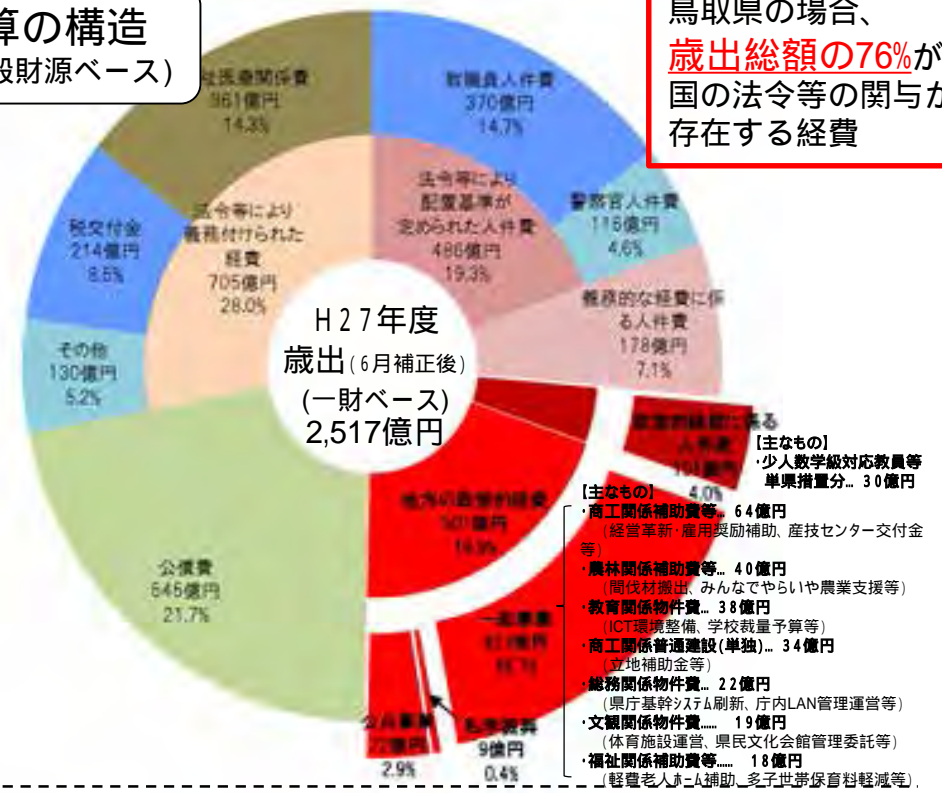
逆転

地方交付税・国庫支出金等

4 : 6

歳出予算の構造 (鳥取県・一般財源ベース)

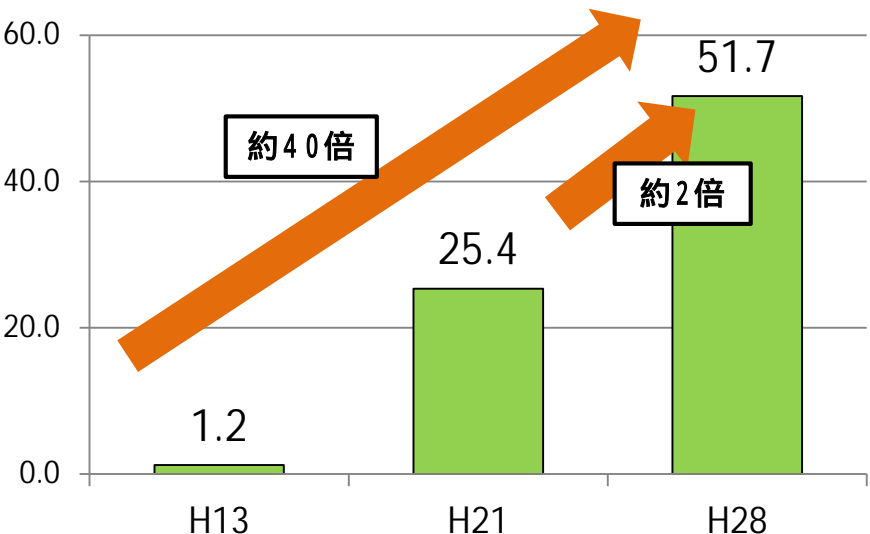
(鳥取県・一般財源ベース)



鳥取県の場合、**歳出総額の76%**が国の法令等の関与が存在する経費

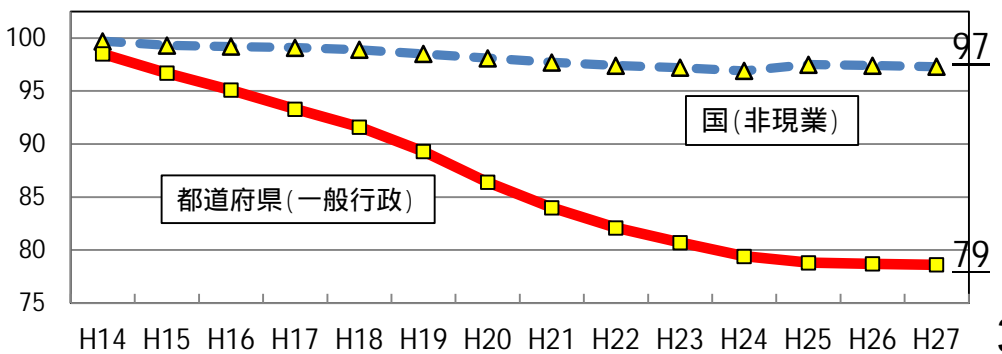
臨時財政対策債の累積残高 (兆円)

(兆円)



国と都道府県の職員数 (H13=100)

全国知事会調べ



農地転用の許可に係る権限移譲等

- 農地転用許可に係る全ての権限を都道府県及び大臣の指定する市町村に移譲
- 農地の総量確保のための仕組みの充実

農地の総量確保の仕組みに市町村を参加させ実効性を確保

農地転用許可制度等の見直し〔市町村主体〕

地方も責任をもって**農地確保**

施策の実施と併せ、**農業の基盤強化**を推進

目標設定に市町村が関わり、農村の活力向上等と併せた**総合的なまちづくり**を推進

農地転用手続きの**迅速化**

地方創生に貢献！

地方は移譲された権限を適切に実施

地方も国とともに責任をもって農地の総量確保に取り組む

多くの指定市町村の誕生を期待

	従前	H28.4.1～
4 ha超	国	国協議(法定受託事務) 都道府県
4 ha以下 2 ha超	都道府県 国協議 (法定受託事務)	都道府県 (自治事務)
2 ha以下	都道府県 (自治事務)	都道府県 (自治事務)
		指定市町村

- 指定市町村の指定基準や農地総量面積目標設定にあたって、国と地方で協議の場を設定
- 指定市町村は現在 4 1 市町が指定（平成29年3月24日現在）

農地転用の許可に係る権限移譲等の効果

- 問い合わせ先が一元化され、**申請者の利便性が向上**
- 申請書提出作業の**負担軽減**が図られた
- 申請から許可までの**期間が短縮**された
(最大1ヶ月程度)
- 現地確認等の際、関係機関の**速やかな日程調整**が可能となった



<農地転用許可権限に係る指定市町村> 合計41市町(平成29年3月24日現在)

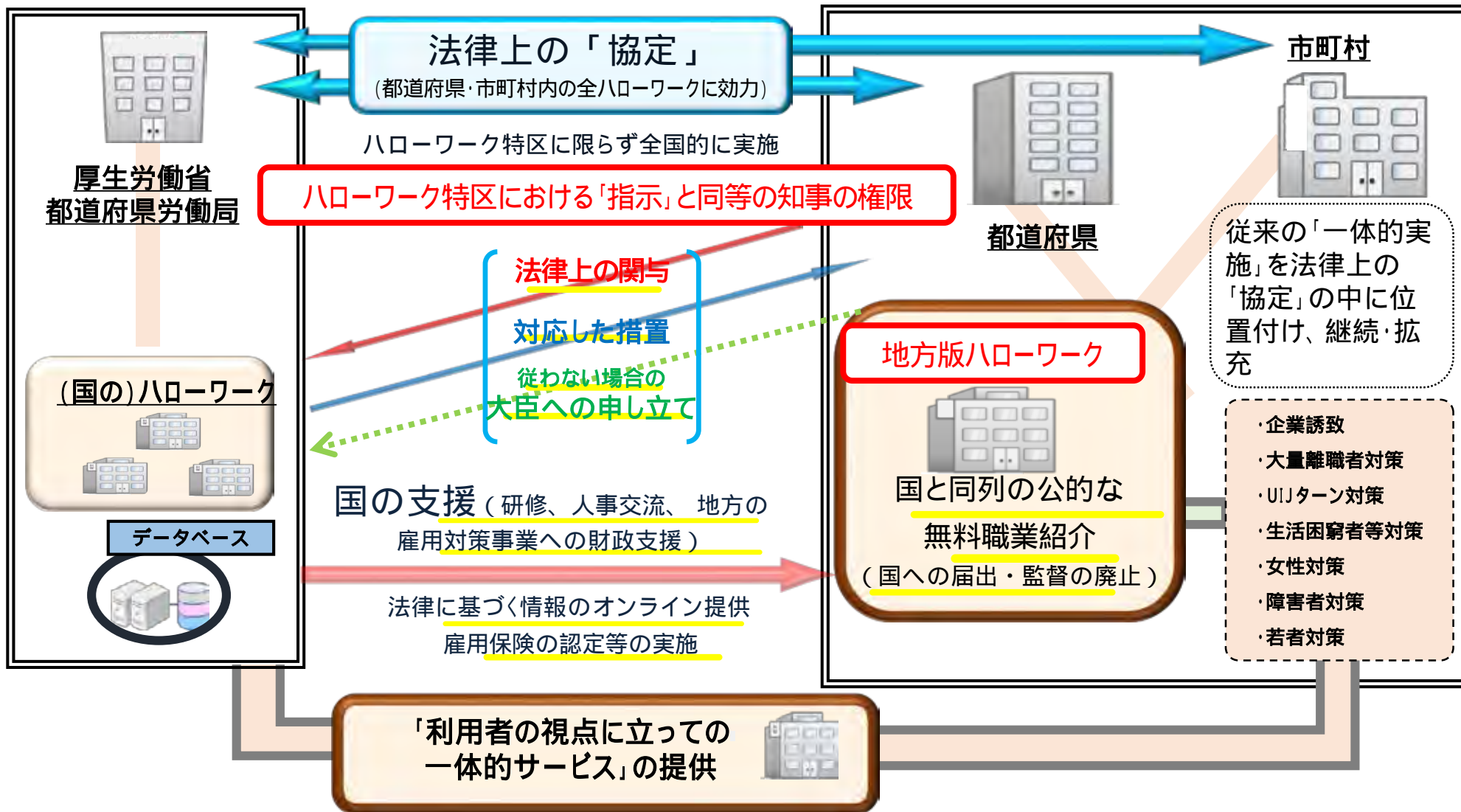
(北海道)七飯町 (岩手県)紫波町 (埼玉県)蓮田市 (神奈川県)横浜市 (新潟県)新潟市・長岡市
(富山県)富山市 (福井県)鯖江市・越前市 (長野県)飯田市・高森市 (岐阜県)岐阜市
(愛知県)一宮市 (三重県)津市・四日市市・松阪市・鈴鹿市・名張市・亀山市・鳥羽市・伊賀市・
東員町・朝日町・多気町・明和町・大台町・玉城町・度会町・大紀町・南伊勢町 (滋賀県)近江八幡市
(兵庫県)神戸市 (島根県)松江市 (岡山県)岡山市・総社市・高梁市 (広島県)広島市
(福岡県)久留米市・那珂川町 (佐賀県)佐賀市 (長崎県)諫早市

鳥取県においては、平成29年度中に日野町が申請予定

新たな雇用対策の仕組み ~ ハローワークの地方移管 ~

地方が国のハローワークを活用

地方版ハローワークの創設



全国における主な取組

(1) 財政措置

「地方版ハローワーク」を通じた雇用対策に取り組む自治体に、地方財政措置（特別交付税措置）や国庫補助金による財政措置。

(2) 法律に基づく情報のオンライン提供

地方公共団体からの照会に応じて提供している求人票に記載されていない詳細な労働条件や採用条件等の情報についてもオンライン提供。（平成31年度に予定されているシステム更改にあわせて措置）

(3) 人的支援

地方公共団体の希望に応じたオーダーメイド型の研修が可能

< 地方自治体の取組 >（平成29年4月14日現在）

鳥 取 県

鳥取県立ハローワークを開設し、県の「産業施策」、「雇用施策」、「移住施策」と一体となった求職者と企業の一貫支援による効果的なマッチングを行い、地方創生と一億総活躍を実現（7月開設予定）

県民の活躍する場を拡大

女性と若者の正社員就職の支援
シニアを含めた一億総活躍を支援

IJUターンによる産業人材確保

東京・大阪の拠点と連携した移住・就職支援
学生・専門技術人材の県内就職支援

企業の人材確保の支援の強化

産業移住施策と連動した人材確保の支援
「働き方改革」を支援し、魅力ある職場へ転換

県立米子ハローワーク = 女性サポートセンター・IJUサポートセンター等を内部に設け、企業の人材確保を強化
県立境港ハローワーク = 地域の雇用戦略拠点として、主力産業の支援や増加する立地企業・観光産業の人材を確保
東京・大阪拠点 = 企業説明会、IJUターン就職者との交流会、鳥取県の魅力を伝えるセミナー等の定期的開催

土曜日開所
移動ハローワーク
県民の利便性向上

全国における主な取組

福島県

東京に設置した就職相談窓口を福島県版ハローワークに移行

首都圏に進学した大学生等のUターンを促進するため、東京に設置している就職相談窓口を委託から県直営（地公法第3条第3項第3号の特別職）とし、地方版ハローワークとして運営（2名体制）
 福島県版ハローワークとは別に営業部門を設置し、大学訪問やイベント等を実施

福島県版ハローワーク（2名体制） 県が直営で実施

場所：有楽町ふるさと回帰支援センター内
 「福が満開、福しま暮らし情報センター」

開設時期：平成29年4月1日開設済

本県の実情に応じたきめ細かな職業紹介
 定住、二地域居住担当と連携し、住まいや生活環境等、暮らしやすさをPRしながらの就職相談

+

営業部門（4名体制） 委託で実施

場所：委託事業者のオフィス（都内）

大学訪問 企業訪問

イベント企画

首都圏大学との就職協定締結

協定締結校との連携による就職支援等

ふくしま若者会議

UIターン者の増加、若者の還流につなげる。

埼玉県

特区として開設した「ハローワーク浦和・就業支援サテライト」（JR武蔵浦和駅・徒歩3分）に、県独自の職業紹介による企業の人材確保支援の機能を追加

求職者支援【県、国】

【県】
就職相談、セミナー

【国（ハローワーク）】
職業紹介

一体的実施

+

企業支援【県】

埼玉県企業人材サポートデスク
（企業訪問・求人開拓・求人相談）

企業面接会の開催
 県独自求人開拓企業や重点施策推進企業の求人充足を支援

地方版ハローワーク

求人・求職者の
マッチングを支援

全国における主な取組

兵庫県

「カムバックひょうご東京センター」に、職業紹介を行う「カムバックひょうごハローワーク」を併設し、移住相談と就労相談を一体的に実施

実施方法：県直営

場所：東京都千代田区大手町（パソナグループ本部ビル地下1階）

開設時期：平成29年4月1日開設済

業務内容

ハローワークの求人情報に加え、県独自の求人情報に基づく職業相談・紹介
首都圏大学のキャリアセンターと連携した兵庫県企業のPR
出張職業紹介（カムバックひょうご東京センターが出展するUターンイベント等）
各県機関と連携した支援情報の提供（起業家支援補助金や就農相談等）

徳島県

徳島県の強みである「製造業」を中心に、「技能・技術者等人材」の確保拠点

名称：徳島県すだちくんハローワーク

場所：県立中央テクノスクール・ろうきんホール内

開設時期：平成29年3月30日開設済

技能・技術者の「求人開拓」
求職者に対するきめ細かな「キャリア・カウンセリング」の実施
隣接する県内企業の総合的応援拠点「徳島経済産業会館（KIZUNAプラザ）」を通じた産業界との連携
県の施策（ジョブステーション・プロフェッショナル人材戦略拠点）との緊密な連携による
「求人・求職情報のワンストップ化」



香川県

地方版ハローワークによる県内就職の促進

名称：香川県就職・移住支援センター 「ワークサポートかがわ」

場所：サンポート高松マリタイムプラザ2階

開設時期：平成29年4月3日開設済

- 県内就職の促進と人材不足の解消を図る3つのコンセプト
若者の就職支援拠点：インターンシップの推進、合同就職面接会等の開催
県外からの就職支援拠点：就職支援サイト「jobナビかがわ」のPR、県外に進学した学生に対する県内企業の情報提供
特定分野の人材確保拠点：人材不足が顕著な分野への就職支援



現在の地方分権改革の課題

- **提案対象を地方自治体の事務処理に係るものに限定せず、国が直接執行する事務等への拡大が必要**
- **国側も地方に権限を委ねることによる具体的な支障を立証する**
- **国と地方の協議の場等を積極的に活用し、地方の意見を確実に反映させることが必要**
- **「従うべき基準（ ）」について速やかに廃止又は参酌すべき基準化を進めることが必要**
自治事務であるにもかかわらず、国が法令等で「〇〇の方法によらなければならない」、「〇〇の基準に従わなければならない」と全国一律に定めているもの。

事例：幼保連携型認定こども園の施設基準の緩和

提案前	幼保連携型認定こども園の園庭基準は、「従うべき基準」とされている。 【基準の内容】 原則園者と同一の敷地内または隣接の位置に設置 幼稚園と保育所の基準のいずれか大きい方の面積
支障	都市部においては潤沢な用地が少ない 地域の教育・保育ニーズに対応していない。
提案実現後	園舎を建て替えた場合でも、園庭面積が従前から減少しなければ、 保育所（または幼稚園）から幼保連携型認定こども園へ移行する場合の園庭面積の特例を適用可とする。
効果	幼保連携型認定こども園の整備促進 地域の教育・保育ニーズへの対応が可能に。

- **移譲させた権限に見合う財源の確保等の支援が不可欠**

問題点

- 提案募集方式はミクロの改革が中心
- 人口減少・過疎化等の地域の実情に応じた社会的課題に対応できていない

全国知事会に研究会を設置

地方分権に関する研究会

- 新たな地方分権改革を展望すべく、平成28年11月、全国知事会に「地方分権に関する研究会」を設置。
- ゲストスピーカーを招聘し、住民自治、憲法、地方税財政などについて議論中。

研究会の状況

H28	11月2日	第1回研究会 現状・課題について意見交換
	12月26日	第2回研究会 これまでの地方分権を振り返って
H29	2月2日	第3回研究会 地域のガバナンスと住民自治
	3月29日	第4回研究会 憲法と地方自治
	5月12日	第5回研究会 地方税財政
	6月30日	第6回研究会 とりまとめ(案)
	7月27~28日	全国知事会議 最終報告

新しい地方税源と地方税制を考える研究会

- 地方税の充実のための新しい地方税源及び地方税制について検討するため、平成28年12月、全国知事会に研究会を設置。
- 訪日外国人旅行者の大幅な増加への対応
- 環境負荷軽減等に向けた3Rの推進
- IT社会の進展を踏まえた取組み
など、新たな税源を検討中。

研究会の状況

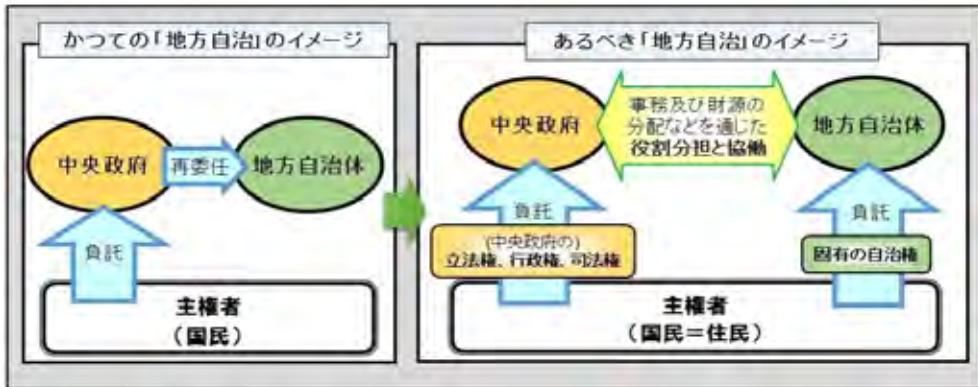
H28	12月15日	第1回研究会 現状・海外の事例について意見交換
H29	4月14日	第2回研究会 海外の事例紹介、論点の整理 (宿泊税、廃棄物処理に係る税等)
	5月22日	第3回研究会 中間取りまとめ等

以降、7/27~28全国知事会議等で引き続き検討。

全国知事会・憲法と地方自治研究会

- 現行憲法における地方自治に関する規定は、わずか4条しかなく、その不十分さが指摘されている。
- そこで、憲法における地方自治の諸課題を今一度議論するため、平成27年10月、全国知事会に「憲法と地方自治研究会」を設置。
- 平成28年11月、地方自治関係の憲法改正草案を提示した報告書を取りまとめたところ。

<あるべき地方自治のイメージ> 研究会報告書より



- これまでは、国と地方の関係については、地方の自治権は国から与えられたものであるという理解の下で説明されることもあったが、現在では、主権者である国民(住民)が憲法を通じて、中央政府及び地方自治体にそれぞれ直接統治権を受けているという考え方が有力。
- 中央政府と地方自治体が、等しく憲法あるいは国民の下で作られた対等な存在であるならば、本来、両者の関係は、国民が憲法で定めることが適当であるとも考えられる。

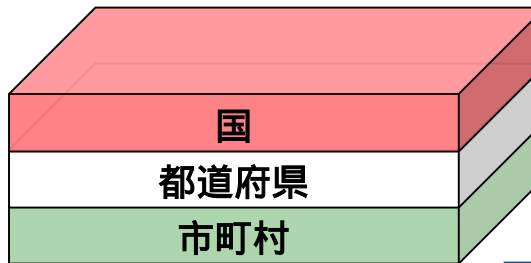
改正草案の考え方

- 我が国は、単一国家として、国が主権を有することを前提としつつ、住民に身近な課題については、できる限り地域住民の意思に従い解決していくべきとの住民自治の理念に基づき、それぞれの地方公共団体は、その地域における「統治」について、「固有の権能を有する」点を規定。
- 地方の立法権の範囲を広げ、より地方分権型の統治が進むよう、国は、地方の立法権を尊重するように行使しなければならないこととする。
- 地方公共団体の条例に基づく課税自主権について規定するとともに、地方の財政権について「国は、地方公共団体が、その果たすべき役割を遂行するために、適切な財源を配分しなければならない」旨を規定。
- 現行の「国と地方の協議の場」に、憲法の保障を与えることで、協議の場の位置付けを強化。
- 現在、地方公共団体は、具体的な不利益が生じない限り訴訟提起ができなくなっているものを、法律の制定や命令の発出がなされた時点で、司法的救済が受けられるよう規定。

役割分担における土台となる考え方

- 地方自治体が、住民の意思を淵源として、自らの発想と創意工夫を発揮できること。
- 国と地方の協議の場を積極的に活用し、実効ある対話を積み重ね、地方の意見も反映させること。
- 国と地方の役割分担に見合った地方税財源を確立し、権限委譲を財政健全化の手段としないこと。

かつての行政システム



「三段重ね」型

全国一律の施策

- 高度成長期、多くの行政分野で ナショナルミニマム の目標達成を目指す。
- 全国画一の統一性と公平性を過度に重視。

国民ニーズの多様化
東京圏への過度な集中
高齢社会・少子化社会

⇒ 全国画一は時代錯誤
⇒ 多極分散型の国土形成へ
⇒ 行政だけで対応しきれない

地方分権型社会

地域の実情に応じ、地域自らが選択し、実行する ローカルオプティマム へ